

新型コロナウイルス感染症の影響によるガス料金の特別措置の一部変更について

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年3月25日にお知らせしているとおり、当社は休業や失業等により生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）の認定を受けたお客さまに対して、ガス料金の特別措置を講じておりますが、依然として感染が拡大している状況を考慮し、下記のとおり、特別措置の内容を一部変更いたします。

記

【適用対象】

当社とガス契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市区町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の認定を受けたお客さまで、一時的にガス料金の支払いが困難な事情があり、当社にお申し出があった場合に適用いたします。但し、ご自宅でご使用のガス契約に限ります。

【変更内容】

お申し出があったお客さまの令和2年3月（早収料金の支払期限日※が3月25日以降となるものに限ります）、4月検針分のガス料金に加え、令和2年5月検針分のガス料金についても、早収料金支払期限日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。但し、既にご入金となっているガス料金の返金には応じかねます。

※ 早収料金の支払期限日：検針日の翌日から起算して20日目

【受付期間の延長】

2020年3月25日（水）～2020年6月15日（月）
（受付時間 平日8：30～17：00）

【受付場所・お問い合わせ先】

[大分市・由布市にお住まいの方]

大分ガス料金センター（株大分コレクト 大分営業所）

住所：大分市新川西1組

電話：097-538-2626

[別府市にお住まいの方]

大分ガス料金センター（株大分コレクト 別府営業所）

住所：別府市北的ヶ浜町5番25号

電話：0977-25-2348

以上